

あったことを
なかったことには
できない!



脱退パワハラ訴訟

4月24日 控訴審判決が出される!



控訴棄却
一審判決を維持

4月24日 東京高等裁判所前にて

弁護士からの見解 Point

- ✓ 一審判決で認められた不当労働行為の認定については変わらない。
- ✓ 会社による関与は証拠が不十分として認められなかった。しかし、各職場で脱退勧奨が行われた可能性は高いと認められている。
- ✓ 不当労働行為を証明するためには証拠が何よりも重要。

あらゆる不当労働行為・ハラスメントを許さず、
健全なJR東日本を実現しよう!